

令和7年度第2回 公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会 議事概要

日時：令和8年3月23日（月）10時～12時

場所：Web会議

（事務局：中央合同庁舎3号館3階総合政策局打合せスペース2）

（委員からの意見概要）（○：委員、→：事務局等）

（1）移動等円滑化整備ガイドライン改訂について

①トイレの環境整備に関する改訂

- P. 5のゴミ箱の記述について、ゴミ箱は一般的に可動式のものが多く、清掃の人が動かしてしまうこともあるので、ガイドラインに記載する必要があるのか疑問である。
- 図が古いものが多いので整理する必要がある。例えばP. 11の図では大型おむつ交換台と書かれているが、JISでは介助用ベッド、ガイドライン本文では大型ベッドと記載されている。
- P. 11の大型ベッドの図はベッドの側面を持って開閉するものと思われ、これだと手の力が弱い人はベッドを閉じることができず、ベッドが開いたままだと便房内に入ることができない。一方で、P. 18の図はベッドの真ん中を折りたたんで壁側に収納できるもので、これだと開いた状態でも車椅子のフットサポートで押しながら折りたたむことができるが、この製品は1社にしかないもので、それをガイドラインに入れるのは好ましくないし、この違いは多くの設計者には図では伝わらない。ベッドを広げた状態でも車椅子が入れるという図にすべきである。
- P. 16の写真は、おむつ交換台を開いたあと、茶色の仕切り壁に背を向けておむつを替えることになり、横からは丸見えである。他者から覗かれる可能性があるような事例の写真は使用すべきではない。
- P. 10、P. 11の図も同様で、仕切り壁を追記したとのことだが、これだと横から覗かれる可能性がある。扉を付けて閉鎖された空間とする、仕切り壁を天井までとするなど、覗かれないような配慮が必要であることを文章で追記すべきである。
- P. 11の図で「汚物流し」と記載されているが、建築設計標準ではオストメイト用設備と書かれている。用語の統一が必要である。

- おむつ交換台の仕切りが短く、他者から見えやすいと思う。図面に文章等で補足してほしい。
- 洗面台付近のベビーチェアの設置については記載いただき感謝している。

- P. 6でウェブサイト等による情報提供を参照とあるが、字幕や手話など見てわかる情報提供についてどのような記載になっているか確認したい。
- P. 14の自動開錠について追記された部分で、「戸を開けようとする際は事前に利用者への声かけを行う」とあるが、聞こえない人が利用している場合は外からの声かけは聞こえない。トイレの中と外で、目で見てわかる方法でコミュニケーションをとるための方法をどう考えているのか。

- 今回の改正には直接関係ないが、バリアフリートイレの手動式ドアに関して、これまでは開けたらそこで止めて開けたままにしておけるものがあったが、最近のものは止まらずに閉まってしまう入れない場合があるという声を複数聞いた。開けた時に止まるか、ゆっくり閉まるものにするといった記述ができないか、今後検討いただきたい。

- P. 6の案内表示のところで点字に関する記載があるが、乳幼児設備やオストメイト用設備に関し

てはそもそも点字が付いていないものが多い。そういった設備には視覚障害は関係ないと思われがちだが、可能であれば点字が必要であることを記載いただきたい。

○ 指摘のあった大型ベッドの名称や図については対応が必要である。また、おむつ交換台についても、写真の変更や文章を整理する等の対応が必要である。佐藤委員の手動式ドアに関しては今後検討が必要である。

→ (事務局) 頂いたご意見について、修正できるものがあれば対応し、照会させていただく。ゴミ箱の指摘に関しては、乳幼児設備の部分にも記載があるために追記したもので、今後の方向性を含め、指摘を踏まえてどこまで記載するか検討したい。

○ ガイドラインでウェブサイト等では視覚情報手段についての記載があるか確認したい。トイレの自動開錠の部分の声かけについてもどのように対応していくのか教えてほしい。

→ (事務局) ガイドラインの第5部 (P. 240) のウェブサイト等による情報提供を参照していただくかたちとし、そちらには具体的な記述や掲載方法を示しているのので、不明な点があればご指摘いただきたい。また、声かけについては、どのように記載すべきか、ご意見をいただきながら対応を検討したい。

○ おむつ交換台の仕切りについて、ベビーカーを傍らに置く場合もあるので、スペースと勘案して検討が必要である。カーテンなどの選択肢もある。図や文章を修正する際はその点も考慮していただきたい。

○ 確かに最近ストッパーのついていない戸が増えている。関連法規の中で防煙区画・防火区画となっているところではストッパー付きの引き戸が使えないため、生産をやめているメーカーが増えていると感じている。メーカーとも協議して、バリアフリートイレでの引き戸のありようを検討してほしい。

○ 実務を行っている中で当事者の生の意見を伺う機会があるが、引き戸が重くて開けられないというクレームが多い。JIS規格では50ニュートン、ベターリビングの基準では戸を引いてから稼働時には20ニュートンという推奨値があるが、引きはじめが50ニュートンでは車椅子使用者が開けられない場合がある。ITCガイドラインでは22ニュートン、アメリカのADA法では20ニュートンという記載である。バリアフリートイレの引き戸については、手動で引く場合の扉の重さの数値規定をガイドラインに記載してもらえると、設計者の拠り所になり、特記仕様書などに記載して担保していくことができる。

○ 難しい点としては、駅舎などで屋外にトイレが設置される場合、風で戸が開いてしまうのでメーカーとしては50ニュートンを推奨しているようだ。こういった場合は建築計画的に雨風を凌ぐ作り方まで言及しないと具現化が難しいと考える。

→ (川内委員) 日本のトイレは引き戸、海外は開き戸が多いと思うが、50ニュートンというのはどちらを想定しているのか。引き戸が風で開いてしまうということは考えにくいのではないか。

○ すべて引き戸の基準である。引き戸でも風で開いてしまう場合があると聞いている。

○ バリアフリートイレの自動ドアに関して、「開延長」ボタン等を設置していただくと助かる。防火区画ではドアが閉まる仕組みが必要であることとの兼ね合いについてメーカーとの協議を行っていただきたい。

②その他所要の改正に係る改訂

○ 静岡在住だが、東海道線の東部地区では駅の無人化が進んでいる。ホームドアもないので、こういった場合はどのような対応をするのかももう少し明記すべきではないか。

- P. 28の(2)④の人的対応に関する部分について、詳細の記載は難しいと思うが、無人駅や無人の改札が増えており、そういったものを補う上で人的対応が重要であるという表現としていただきたい。
- P. 29の券売機に関して、無人駅や無人改札の増加に伴ってインターホンや呼び出しボタンを使わなければならない状況が増えているが、最近、インターホンや呼び出しボタンの代わりにタブレット端末を設置している事業者があり、視覚障害者が困っているという話を聞いている。タブレット端末を置いてもインターホンや呼び出しボタンに相当しないという点を明記できないか。
- P. 32・33にある駅係員による事前介助申込システムは素晴らしいと思うが、視覚障害者の間では、これまでは事前申し込みは不要だったのに今後は必ず事前申し込みが必要となるのか？という誤解が広がっているようである。介助が確実に必要な方は事前申し込みができるという趣旨で、今までどおり係員がいればその場で依頼しても対応してもらえると思うので、誤解がないように表現を工夫していただけるとありがたい。
- P. 30の新技术を活用した駅ホーム転落防止について、利用者を画像から検知するということが、最近ヘルプマークを付けて外出する方が多いので、改札を利用する際にヘルプマークを検知して介助や支援が必要な人がいることを情報共有できるようになるとさらに良いと感じている。
- 特にホームドアのない駅では、強度行動障害等による突発的な行動で電車との接触のリスクがあるなど不安を感じている方が多い。見守りシステムなどの新技术が安全安心につながっていくので引き続き検討していただきたい。
- 巻末資料3で当財団の「バリアフリー整備ガイドライン事例集」のサイトについて紹介されている。今後サイトを更新していくにあたり、皆様にも情報提供やヒアリング等でご相談することがあるかもしれないが、その際にご協力をお願いしたい。
- 「改札口のカメラを利用した白杖や車椅子の検知システム」について、バギー型の車椅子やストレッチャー型の車椅子を検知するシステムも構築していただきたい。

(2) 誘導案内表示に関する検討WGについて（中間報告）

- 先日、大阪メトロを利用したが、電車を降りるとドアの前の床面にエレベーターがどの方向で何メートル先かというサインが設置されていた。さらに改札を出た後も、地上ゆきのエレベーターの位置を示すサインが床面に設置されており、初めての駅でも簡単に地上まで出ることができた。このような取り組みが広まってほしい。ワーキングについてもぜひ当事者参画で進めていただきたい。
- 当事者参画は非常に重要である。今回の議論の中ではロービジョンの視点が明確には出てきていないようだが、高齢等で視機能が低下している状態も含めるとかなりニーズが高い。コントラスト、文字サイズ、どれくらいの距離で見ると、音声や触覚など視覚に依存しないサイン計画のあり方などの検討が必要だが、そういった点がどのように議論されてきたか教えていただきたい。
- 今回のワーキングはあくまでも視覚によるサインを対象としているのか。視覚障害の人も含めて検討しているのであれば、大阪・関西万博では音声誘導案内がこれまでにない規模で導入され、視覚障害者誘導用ブロックとセットでの音声案内が非常に重要なポイントであったと認識している。こういった実績についても検証し今後の検討に活かしてほしい。
- 触知案内図について、日本ではしっかりとしたものが多いと思うが、イタリアのナポリの空港や駅では、比較的簡易的な触知案内図がいたるところにあり、次の触知案内図がどこにあるのかも書かれていた。こういった取り組みも今後の検討の参考にしていただければ

ばと思う。

- ワーキングの構成員について、「聴覚障害者でサインシステムに精通している人」とあるが、聞こえない人は参加しているのか。現在は音声に偏った情報提供が多く、目で見えてわかる情報提供が不足しているので、聞こえない立場での参加が重要である。
- (事務局) 当事者参画について、今回はワーキングということもあり当事者団体にはお声掛けしていないが、構成員には車椅子使用者の方、ロービジョンの方、難聴の方を含めている。引き続き、ワーキングで得られた内容については基準等検討会でご意見いただきたいと考えている。

- ロービジョンの見え方は多様なので、ある人見え方に対応できても他の人とバッティングすることがある。当事者を選ぶ際には慎重に考えていただきたい。
- 床面サインは効果的であると思うが、高齢者やロービジョンの方が見る場合、立位の状態から見える距離、コントラスト、文字の大きさ等を検討する必要がある。
- 誘導ブロックは非常に重要だが、現状、JISでは色の規定がない。誘導の面ではサイン的な役割を果たすので、これを機に誘導ブロックの色やコントラストについても議論してほしい。

- このワーキングの委員はなぜ公表されないのか。学識経験者の名前はありますが、当事者については具体的な記載がない。当事者参画という意味では、どういった人が参加してどのような議論をしたのか公表されるべきではないか。また、当事者については広い視点で意見を言える方を選定していただきたい。

- 来年度もワーキングを行う予定なので、聴覚障害やロービジョンの方の参画の補強、誘導ブロックに関する検討なども引き続き検討してはどうか。

以上